



# 埼玉県報

第144号  
令和2年(2020年)  
9月25日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 令和2年度地籍調査事業計画の変更(土地水政策課)
- 高速液体クロマトグラフ・トリプル四重極型質量分析計の賃貸借に関する落札者等の公示(衛生研究所)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 上福田土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 山田土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 富士見第一土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 南畑土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 美見沢用水土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 芳沼用水土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 建築基準法に基づく一団地等の建築物の認定(川越建築安全センター)

### 雑報

- 普通肥料の検査結果の公表に関する告示(病虫害防除所)
- 特殊肥料の検査結果の公表に関する告示(病虫害防除所)

# 告示

## 埼玉県告示第千二十四号

令和二年埼玉県告示第七百三号（令和二年度地籍調査事業計画）の一部を次のように改正したので、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

令和二年九月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

表中

深谷市	深谷第三十九	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
深谷市	深谷第四十	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで

を

に改める。

深谷市	深谷第三十九	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
深谷市	深谷第四十	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
深谷市	深谷第四十一	令和二年八月七日から 令和三年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千二十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年九月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
高速液体クロマトグラフ・トリプル四重極型質量分析計の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県衛生研究所水・食品担当 埼玉県比企郡吉見町大字江和井410番地 1
- 3 落札者を決定した日  
令和2年7月17日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日通商事株式会社 東京都港区海岸 1丁目14番22号
- 5 落札金額  
71,940,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和2年5月19日

## 告示

### 埼玉県告示第千二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年九月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモスせんげん台店

埼玉県越谷市千間台西三丁目三番三十七

##### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号 第一福岡ビルS館四階

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号 第一福岡ビルS館四階

##### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和三年五月五日

##### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千三百五十五平方メートル

##### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四七台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 九九台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 七〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一五立方メートル

##### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から午後九時五十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和二年九月四日

## 二 縦覧期間

令和二年九月二十五日から令和三年一月二十五日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

令和二年九月二十五日から令和三年一月二十五日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第千二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年九月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤオコーふじみ野大原店

埼玉県ふじみ野市大原二丁目一番三十号

#### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計二者未定

#### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和三年五月五日

#### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千九百九十八平方メートル

#### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一一八台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八六台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 三七四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 四〇立方メートル

#### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前八時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時四十五分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設一 午前六時から午後十時

荷さばき施設二 午前六時から午前八時四十五分

ト 届出年月日

令和二年九月四日

## 二 縦覧期間

令和二年九月二十五日から令和三年一月二十五日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

令和二年九月二十五日から令和三年一月二十五日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第千二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年九月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロイヤルホームセンター戸田公園

埼玉県戸田市川岸三丁目一番七号

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ロイヤルホームセンター戸田公園

埼玉県戸田市川岸三丁目一―四外

（変更後）ロイヤルホームセンター戸田公園

埼玉県戸田市川岸三丁目一番七号

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前）ロイヤルホームセンター株式会社 代表取締役 中山正明

大阪府大阪市北区堂島浜二丁目一番二十九号

（変更後）ロイヤルホームセンター株式会社 代表取締役 中山正明

大阪府大阪市西区阿波座一丁目五番十六号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

（変更前）ロイヤルホームセンター株式会社 代表取締役 中山正明

大阪府大阪市北区堂島浜二丁目一番二十九号

（変更後）ロイヤルホームセンター株式会社 代表取締役 中山正明

大阪府大阪市西区阿波座一丁目五番十六号

#### ハ 変更年月日

令和二年二月十日外

#### ニ 届出年月日

令和二年七月二十一日

#### 二 縦覧期間

令和二年九月二十五日から令和三年一月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課  
埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年九月二十五日から令和三年一月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第千二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年九月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール東松山

埼玉県東松山市神明町二丁目十一番六号

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ビバモール東松山

埼玉県東松山市神明町二丁目千六百二十七―一外

（変更後）ビバモール東松山

埼玉県東松山市神明町二丁目十一番六号

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前）芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号

（変更後）芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

東京都千代田区麹町五丁目一番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊 修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号 外未定

（変更後）株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊 修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号 外計十三者

#### ハ 変更年月日

令和二年六月一日外

#### ニ 届出年月日

令和二年九月十日

#### 二 縦覧期間

令和二年九月二十五日から令和三年一月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課  
埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年九月二十五日から令和三年一月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第千三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年九月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 意見の概要

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

いなげや所沢西武園店

埼玉県所沢市大字荒幡字東向大谷千三百五十九―十七外

##### ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 所沢市商業振興条例の規定に基づき、市、産業団体等が行う商業振興施策への積極的な協力及び商店街の活性化を図るため、その中心的な役割を果たす商店会への加入等に努めるとともに、積極的に商工会議所や地域商業者との連携事業への協力をお願いします。
- (2) 「所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例」の趣旨に則り、自治会等の活動への参加及び協力を努めてください。
- (3) 所沢市に居住する従業員が地域の自治会等へ加入し、活動に参加することへの理解と業務の調整などをお願いします。
- (4) 地域の祭りや各種行事に加え、地域の社会貢献活動にも協力をお願いします。
- (5) 店舗の新築・増改築、土地の改変等を行う場合は、別紙「主な環境関連法令確認事項」を参考にして、事前に必要な届出・相談等を遺漏のないよう行っていただきたい。
- (6) 騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に規定する騒音規制を遵守して下さい。

#### 二 縦覧期間

令和二年九月二十五日から令和二年十月二十五日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 告 示

### 埼玉県告示第千三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年九月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコーマーケットシティ所沢

埼玉県所沢市北原町千四百十五―一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 所沢市商業振興条例の規定に基づき、市、産業団体等が行う商業振興施策への積極的な協力及び商店街の活性化を図るため、その中心的な役割を果たす商店会への加入等に努めるとともに、積極的に商工会議所や地域商業者との連携事業への協力をお願いします。
- (2) 「所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例」の趣旨に則り、自治会等の活動への参加及び協力を努めてください。
- (3) 所沢市に居住する従業員が地域の自治会等へ加入し、活動に参加することへの理解と業務の調整などをお願いします。
- (4) 地域の祭りや各種行事に加え、地域の社会貢献活動にも協力をお願いします。
- (5) 店舗の新築・増改築、土地の改変等を行う場合は、別紙「主な環境関連法令確認事項」を参考にして、事前に必要な届出・相談等を遺漏のないよう行っていただきたい。
- (6) 騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に規定する騒音規制を遵守して下さい。

#### 二 縦覧期間

令和二年九月二十五日から令和二年十月二十五日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

# 告 示

## 埼玉県告示第千三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年九月十八日認可した。

令和二年九月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

上福田土地改良区

二 事務所の所在地

比企郡滑川町

# 告 示

## 埼玉県告示第千三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年九月十八日認可した。

令和二年九月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

山田土地改良区

二 事務所所在地

比企郡滑川町

# 告 示

## 埼玉県告示第千三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年九月十八日認可した。

令和二年九月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 名称

富士見第一土地改良区

### 二 事務所所在地

富士見市

# 告 示

## 埼玉県告示第千三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年九月十八日認可した。

令和二年九月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

南畑土地改良区

二 事務所所在地

富士見市

# 告 示

## 埼玉県告示第千三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年九月十八日認可した。

令和二年九月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 名称

美児沢用水土地改良区

### 二 事務所所在地

児玉郡美里町

# 告 示

## 埼玉県告示第千三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年九月十八日認可した。

令和二年九月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

芳沼用水土地改良区

二 事務所所在地

深谷市

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第一項の規定により認定したので、対象区域等を次のとおり公告する。

令和二年九月二十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

第三号	認定番号	認定年月日	対 象 区 域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
令和二年九月二十三日			埼玉県ふじみ野市大原二丁目千七百三十五番一、清見一丁目三番二	埼玉県川越建築安全センター

## 雑報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、  
普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

令和二年九月二十五日

埼玉県病害虫防除所長 植 恒 夫

令和2年6月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析結果		保証票 の検査	その他 の検査	
			項目	指摘事項			
乾燥菌体肥料	朝日工業株式会社	乾燥菌体肥料2号	TN, TP, Cd				

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 分析項目の略号は、次のとおりである。

TN－窒素全量、TP－りん酸全量、Cd－カドミウム、

## 雑報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、  
特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

令和二年九月二十五日

埼玉県病害虫防除所長 植 竹 恒 夫

令和2年6・7月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者又 は表示者	届出名（及び商品名）	検 査 の 結 果									備 考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCa (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	C/N	水分 (%)	その他 の検査	
堆肥	朝日アグリア株式会社	レオグリーン特I号	3.2	3.1	1.2	3.0	15	129	10	11.0		
	有限会社エー・アイ	色葉堆肥	1.0	1.3	2.2	1.1	18	89	23	43.5		
		馬ふん堆肥エクセレント	0.6	0.4	1.1	0.4	7	31	37	54.4		
		牛ふん堆肥	1.1	1.7	2.5	1.2	19	94	22	41.1		
	有限会社斎藤産業	馬ふんたい肥	0.6	0.4	1.1	0.4	7	31	37	54.4		
		牛ふんたい肥	1.1	1.7	2.5	1.2	19	94	22	41.1		

- 備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。  
 TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、TCu－銅全量、TZn－亜鉛全量、TCa－石灰全量、C/N－炭素窒素比、水分－水分含有量  
 2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。